

催物（イベント等）の開催制限（特措法第24条第9項）

期間：令和3年(2021)年1月14日（木）～2月7日（日）

※下線部分を追加

【人数上限等】

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- ・ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりとする。

全国的・広域的な人の移動がある 又は 参加者の把握ができない	全国的・広域的な人の移動がない かつ 参加者がおおよそ把握できる
十分な人と人との間隔（1m）を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する	・ 人数制限なし ・ 適切な感染防止対策を講じること

【留意事項】

- ・ 催物開催に当たっては、別紙に留意すること。
- ・ 業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

※緊急事態措置以外の働きかけ

施設の種類	内容
劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下とすることの協力を依頼 ・ 令和3(2021)年1月16日（土）～2月7日（日）